

国立大学法人東京学芸大学の中期目標・中期計画一覧表

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文) 大学の基本的な目標</p> <p>東京学芸大学は、我が国の教員養成の基幹大学として、豊かな人間性と科学的精神に立脚した学芸諸般の教育研究活動を通して、高い知識と教養を備えた創造力と実践力に富む有為の教育者を養成することを目的とし、第二期の中期目標期間においては特に次のことを基本的な目標とする。</p> <p>(1) 創造力と実践力を身につけ、今日の学校教育における諸課題に積極的に取り組む教員を養成する。</p> <p>(2) 精深な知性と高邁な精神を身につけ、広く生涯学習社会において、指導的な役割を担う人材を養成する。</p> <p>(3) 我が国の教育実践を先導する研究活動を推進し、その研究成果に立脚した独創的な教育を行う。</p> <p>(4) 学校教育と教員養成・研修に関する情報を幅広く収集・整理し、国内外に向けて発信する体制を構築する。</p> <p>(5) 社会に開かれた大学として、社会貢献活動や国際交流活動を積極的に推進する。</p>	

◆ **中期目標の期間及び教育研究組織**

1 中期目標の期間

平成 22 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 6 年間とする。

2 教育研究組織

本学は、この中期目標を達成するため、別表に記載する学部及び研究科を置く。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標

(学士課程)

- ① 学校教員としての素質や意欲のある学生を確保する体制を整備する。
- ② 教員養成課程において、現代的教育課題に対応する実践力を備えた学校教員を養成する。
- ③ 教養系の課程において、幅広い教養を身につけ、生涯学習社会に貢献する人材を養成する。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

(学士課程)

- ① 募集単位の見直し、入試問題の共通化など、選抜方法の改善を行う。
- ②-1 教員養成カリキュラム改革推進本部において、教育内容の改善を行う。
- 2 成績評価の公平性、公正性を高めるための改善を行う。
- 3 附属学校や地域の協力校との連携を強化する。
- 4 教員就職率 60%以上（進学者を除く）を目指す。
- ③-1 専攻ごとの教育目標に即した進路評価基準を作成し、それに基づく評価を実施し、教育内容の改善を行う。
- 2 成績評価の公平性、公正性を高めるための改善を行う。

(大学院修士課程及び専門職学位課程)

- ① 現代的教育課題に対応する高度な実践力を備えた学校教員等を養成する。

(大学院博士課程)

- ① 我が国の教員養成系大学・学部をはじめとする教育研究機関等において、実践的な教育研究に従事する研究者等を養成する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標

- ① より効果的な教育指導を行うための教職員の配置を行う。
- ② 教員養成における学部と大学院をつなぐモデル的な教育システムを整備する。
- ③ FDを推進する。

(3) 学生への支援に関する目標

- ① 学生に対し、充実した学習支援、生活支援、キャリア支援を行う。

2 研究に関する目標

(大学院修士課程及び専門職学位課程)

- ①-1 教員養成カリキュラム改革推進本部において、カリキュラム改訂結果を検証し、教育内容の改善を行う。
- 2 教員就職者を増やすための方策を検討し、実施する。

(大学院博士課程)

- ①-1 学位取得者を増やすための方策を検討し、実施する。
- 2 入学定員及び組織について、今後の社会状況等を踏まえつつ、見直しに努める。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ① 学部の教育組織の再編を行う。
- ②-1 学部と大学院をつなぐ教育プログラムである新教員養成コースの実績を評価し、改善する。
- 2 教職大学院の実績を評価し、改善する。
- ③ FDの実績を評価し、改善する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- ① 学習支援、生活支援、キャリア支援のより効果的な方策を検討し、実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

- ① 現代的教育課題の実践的解決に寄与する研究を推進する。
- ② 教員養成の内容と方法の向上につながる研究を推進する。
- ③ 広く社会的要請に応える研究の基盤となる基礎研究を推進する。
- ④ 教育に関する優れた研究成果の社会への還元を促進する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

- ① 教員養成に関わる研究を推進するため、研究環境等の整備を行う。

3 その他の目標

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標

- ① 学校、教育委員会との教育研究上の連携・協力を推進する。
- ② 地域社会、産業界との連携を深め、地域の教育力の向上や産業の発展に

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- ① 教育実践研究推進機構の特別開発研究プロジェクトをはじめ、本学の研究プロジェクトの実績を評価し、改善する。
- ②-1 教科教育と教科専門を統合した研究プロジェクトや教科横断的な教育に関する研究プロジェクトを全学的に実施する。
-2 教員養成教育の質保証に関する研究を実施する。
- ③ 基礎研究に対する支援体制を整備するとともに、具体的な支援策を講じる。
- ④ 研究成果を広く発表し、教育界や教育産業等への還元を支援する体制を整備する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- ②-1 教育実践研究推進機構の特別開発研究プロジェクトをはじめ、本学の研究プロジェクトにより多くの教員が参加できる体制を整備する。
-2 施設・センターの研究により多くの教員が参加できる体制を整備する。
-3 若手教員の研究を支援するため、研究環境を改善する。
-4 研究専念制度をより充実させ活用しやすいように改善する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

- ① 学校現場や教育委員会と連携した教育研究活動を奨励推進する。
- ② 教員養成大学独自の地域連携プロジェクト、産学連携プロジェクト、公

貢献する。

(2) 国際化に関する目標

- ① 教員養成分野における国際的な教育研究拠点となるための体制を整備する。
- ② 学生の国際感覚や語学力を高めるための体制を整備する。
- ③ 教育面・研究面における国際協力を強化し、政府関係機関や民間団体等との連携を推進する。

(3) 附属学校に関する目標

- ① 国の拠点校及び地域のモデル校としての機能を高める。
- ② 大学と連携して、附属学校における教育・研究の質を向上させ、教育実習等、附属学校としての機能を高める。
- ③ 外部に開かれた研究会や研修会等を充実させ、附属学校の社会貢献機能を強化する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標

開講座を充実させる。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

- ① 東アジア教員養成国際コンソーシアム等の拠点校として、国際連携協力事業を推進する。
- ② 魅力ある留学プログラムを実施し、単位認定も可能とする。
- ③ 国際協力業務を担当する体制を整備する。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- ①-1 各附属学校を国の拠点校または地域のモデル校として位置づけ、実験的・先導的な教育課題に取り組む。
- 2 本学・他大学並びにその附属学校間及び東京都教育委員会等との間の人事異動・交流の推進策を策定し、実施する。
- ②-1 教育実践研究推進機構において、大学と附属学校の実践的な共同研究を推進する。
- 2 附属学校における教育実習の質の向上を目指す改善案を策定し、実施する。
- 3 附属学校教員の研修専念制度を見直し、充実強化する。
- ③ 研究会等の内容を評価し、改善する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標

- ① 学長のリーダーシップの下での戦略的な資源配分を行う体制を強化する。
- ② 教育組織と研究組織の関係を見直し、機能的連携を強化する。
- ③ 学部、大学院と施設・センター、附属学校との関係を見直し機能的連携を強化する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標

- ① 事務処理業務の簡素化・効率化を図り、事務局機能を強化する。
- ② SDを推進する

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標

- ① 外部資金を積極的に確保する。
- ② 大学の資源を活用し、自己収入の増加を図る。

2 経費の抑制に関する目標

(1) 人件費の削減

- ① 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間におい

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- ①-1 人事計画を策定し、人的資源を教員養成、及び学校教育改善のための研究に重点的に充てる。
-2 大学運営を活性化する取組に予算を重点配分する。
- ② 教育組織と研究組織の関係の見直し案を策定し、実施する。
- ③ 大学における施設・センター、附属学校の長期的なビジョンを提示する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ①-1 事務処理業務の簡素化・効率化のための計画を策定し、実施する。
-2 事務処理業務の情報化を進めるとともに、情報の共有化を推進する。
- ② SDの実績を評価し、改善する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- ① 本学の将来構想に沿って、外部資金の獲得支援策を講じる。
- ② 施設等の有効利用のための計画を策定し、実施する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 人件費の削減

- ① 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に

て国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続する。

(2) 人件費以外の経費の削減

- ① 人件費以外の諸経費の削減に努める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

- ① 資産を適切に運用管理し有効に活用する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

- ① 大学の評価方法を効率化し、その機能性を高める。
- ② 各種の点検・評価を実施し、大学運営の改善に反映させる。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標

- ① 積極的に広報・広聴活動を行う。

取り組み、平成 18 年度からの 5 年間に於いて、△ 5 %以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続する。

(2) 人件費以外の経費の削減

- ① 管理運営及び業務の合理化・効率化に努め、人件費以外の諸経費について、節減計画を策定し、実施する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ① 外部専門家の意見も取り入れ、資産の効率的・効果的な運用と適切な管理を行う。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ① 評価方法の効率化を検討し、評価結果を有効に活用する体制を整備する。
- ② 自己点検・評価結果に基づく改善事項を公表し、諸活動の活性化方策を具体化する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

- ①-1 全学の広報に関する情報を一元的に収集する体制を構築する。

V その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

- ① 総合的な学内情報基盤を整備する。
- ② キャンパスの快適な環境を保持し、施設の有効活用に努める。
- ③ 地球温暖化対策を推進する。

2 安全管理に関する目標

- ① 安全・安心な教育研究環境を確保するため、適切な対策を講じる。
- ② 情報セキュリティを確保する。

3 法令遵守に関する目標

- ① 法令に基づく適正な法人運営を行う。

- 2 大学情報を広く発信する体制を整備する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ① 学内情報基盤を総合的に整備するためのマスタープランを策定し、実施する。
 - ②-1 構内緑地をはじめとする屋内外の環境の保全を行う。
 - 2 施設の有効利用を図るため、施設の利用計画を策定する。
 - 3 大学院等、本学の教育研究の高度化に対応した施設整備計画を策定する。
- ③ 地球温暖化対策に基づき、二酸化炭素排出削減を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ①-1 災害等不測の事態に備えて、事業継続計画を策定する。
 - 2 大学・附属学校における危機管理意識を高め、大学・附属学校の安全対策を徹底する。
- ② 情報セキュリティに配慮した学内情報基盤の整備を行うとともに、研修を実施するなど、情報セキュリティに関する知識と意識を向上させる。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

- ① 「内部統制システム」を推進する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

2.2億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な
対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 赤倉合宿研究施設の土地（新潟県妙高市大字赤倉字廣157番2

1,956.5㎡）を譲渡する。

2. 大泉公務員宿舎の土地（東京都練馬区東大泉5丁目323番3、32

3番4 2,838.41㎡）を譲渡する。

IX 剰余金の使途

○ 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営
の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
小規模改修	総額 240	国立大学財務・経営センター施設 費交付金（240）

（注1）施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

（注2）小規模改修について平成22年度以降は平成21年度同額として試算している。

なお、各事業年度の国立大学財務・経営センター施設費交付金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

（1）人事計画に関する雇用方針

人件費改革の実行計画を踏まえた、人的資源を重点的に充てる人事計画を策定し、適切な人員管理を行う。

（2）人材講習

- ① 大学教員の研究専念制度の改善を図るとともに、FDの充実を図る。
- ② 研修専念制度を見直すなど附属学校教員の研修の一層の強化を図る。
- ③ 事務職員のSDの充実を図る。

（3）人事交流

附属学校教員の人事異動・交流の推進策を策定し、実施する。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 54,424百万円(退職手当は除く。)

3 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)

該当なし

(長期借入金)

該当なし

(リース資産)

該当なし

4 積立金の使途

- 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。
教育、研究に係る業務及びその附帯業務

(別表)

学部等の記載

中期目標		中期計画	
別表（学部、研究科）		別表（収容定員）	
学部	教育学部	平成22年度	教育学部 4,260 人 教育学研究科 592 人 うち修士課程 532 人 専門職学位課程 60 人 連合学校教育学研究科 60 人 うち博士課程 60 人
研究科	教育学研究科 連合学校教育学研究科 （連合大学院） 参加大学：東京学芸大学 埼玉大学 千葉大学 横浜国立大学	平成23年度	教育学部 4,260 人 教育学研究科 592 人 うち修士課程 532 人 専門職学位課程 60 人 連合学校教育学研究科 60 人 うち博士課程 60 人
		平成24年度	教育学部 4,260 人 教育学研究科 592 人 うち修士課程 532 人 専門職学位課程 60 人 連合学校教育学研究科 60 人 うち博士課程 60 人

平成25年度	教育学部	4,260 人
	教育学研究科	592 人
	うち修士課程	532 人
	専門職学位課程	60 人
	連合学校教育学研究科	60 人
	うち博士課程	60 人
平成26年度	教育学部	4,260 人
	教育学研究科	592 人
	うち修士課程	532 人
	専門職学位課程	60 人
	連合学校教育学研究科	60 人
	うち博士課程	60 人
平成27年度	教育学部	4,260 人
	教育学研究科	592 人
	うち修士課程	532 人
	専門職学位課程	60 人
	連合学校教育学研究科	60 人
	うち博士課程	60 人

[運営費交付金の算定方法]

- 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [一般運営費交付金対象事業費]

- ①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。
- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
 - ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。
- ②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。F (y - 1) は直前の事業年度におけるF (y)。
- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の人件費相当額及び教育研究経費。
 - ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
 - ・ 法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人件費相当額及び管理運営経費。
 - ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

[一般運営費交付金対象収入]

- ③「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成22年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成22年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。）
- ④「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成22年度予算額を基準とし、第2期中期目標期間中は同額。

II [特別運営費交付金対象事業費]

- ⑤「特別経費」：特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

III [特殊要因運営費交付金対象事業費]

- ⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$

1. 毎事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{A(y) = E(y) + F(y) - G(y)}$$

$$(1) E(y) = E(y-1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) F(y) = \{F(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \pm T(y) \\ \pm U(y)$$

$$(3) G(y) = G(y)$$

E(y) : 教育研究等基幹経費 (①) を対象。

F(y) : その他教育研究経費 (②) を対象。

G(y) : 基準学生納付金収入 (③)、その他収入 (④) を対象。

S(y) : 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T(y) : 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U(y) : 施設面積調整額。

施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{B(y) = H(y)}$$

H(y) : 特別経費 (⑤) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の特種要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{C(y) = I(y)}$$

I(y) : 特種要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過

程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

【諸係数】

α （アルファ）：大学改革促進係数。

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。

現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で $\Delta 1.0\%$ とする。

なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。

β （ベータ）：教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 国立大学財務・経営センター施設費交付金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成22年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」及び「施設面積調整額」については、0として試算している。

2. 収支計画

平成22年度～平成27年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	75,698
経常費用	75,698
業務費	71,974
教育研究経費	11,133
診療経費	0
受託研究費等	798
役員人件費	452
教員人件費	46,414
職員人件費	13,177
一般管理費	2,350
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	1,374
臨時損失	0
収入の部	75,698
経常収益	75,698
運営費交付金収益	50,243
授業料収益	18,246
入学金収益	2,753
検定料収益	863
附属病院収益	0
受託研究等収益	798
寄附金収益	1,201
財務収益	0
雑益	802
資産見返負債戻入	792
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費及び共同研究費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益及び共同研究収益を含む。

3. 資金計画

平成22年度～平成27年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	76,171
業務活動による支出	73,825
投資活動による支出	2,024
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	322
資金収入	76,171
業務活動による収入	75,609
運営費交付金による収入	50,435
授業料及び入学料検定料による収入	22,155
附属病院収入	0
受託研究等収入	798
寄附金収入	1,419
その他の収入	802
投資活動による収入	240
施設費による収入	240
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前中期目標期間よりの繰越金	322

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費
交付事業にかかる交付金を含む。